

提言要望書

平成 21 年 10 月 30 日

地上デジタル放送普及対策検討会

地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策の推進について

第1 提言・要望の要旨

地上デジタル放送へ完全移行する 2011 年 7 月に向けて、現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、国として地域間格差のない地上デジタル放送の送受信対策を講じること。

第2 提言・要望の具体的内容

地上デジタル放送の送受信対策の推進については、2011 年 7 月の完全移行まで 2 年を切り、送受信対策を推進するための期間は残り僅かとなっている。

総務省では第 6 次中間答申を受け、2009 年 7 月に「地上デジタル放送推進総合対策」を改訂し、国として今後「尽くすべきこと」を断行する決意が示されたところである。

これまで、当検討会で強く要望してきた総務省テレビ受信者支援センターによる受信相談体制の構築や高齢者等に対する説明会の開催、地上デジタル放送受信機器購入等支援、受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設への改修支援制度などについて、平成 21 年度当初予算及び補正予算において所要の額を確保し、着実に実施されていることは高く評価するものであるが、来年度予算が実質的に地上デジタル放送への完全移行に向けた最後の予算となることから、地域の実態に応じたよりきめ細かい対策の早期の確実な拡充が望まれるところである。

よって、地上デジタル放送の送受信対策について主要な役割を担う国や放送事業者に対し、次の事項を要望する。

1 住民への説明・相談体制の強化

- (1) 総務省テレビ受信者支援センターによる説明会の開催にあたっては、地域の実情に応じた内容となるよう、地元自治体及び放送事業者と十分に調整すること。
- (2) 地域に密着した相談体制を強化するため、総務省テレビ受信者支援センターの電話番号をホームページ等に公表し、直接、住民からの問い合わせに機動的に対応すること。また、そのための人員の確保等、体制を強化すること。
- (3) 地上デジタル放送関係の各コールセンター（助成金相談窓口、地デジチューナー支援実施センター、B-CAS カスタマーセンター、BS デジタルお問い合わせセンター等）は、地デジコールセンターと連携し、住民からの一般的な問い合わせには、自ら対応できるようにすること。

2 受信機器購入等支援

- (1) すべての住民が円滑に地上デジタル放送に移行できるよう、住民税非課税世帯を支援対象世帯とするなど、支援制度をより一層拡充すること。
- (2) 地デジチューナー支援実施センターは、NHKと連携し、NHK受信料全額免除申請も含め、地方自治体の福祉担当部局及び申請者等への説明や資料配布等に取り組むこと。
- (3) 受信機の世帯普及率は約6割に止まり、地域間格差も大きいことから、平成22年度以降もエコポイント制度による購入支援を継続すること。
- (4) 総務省テレビ受信者支援センターは、経済的に困窮度が高い世帯等への受信機器購入等支援の実施にあたり、地デジチューナー支援実施センターとの連携を図り、説明会における制度紹介、申請書の配布、希望者への個別説明など、きめ細かなサポートを行うこと。

3 地上デジタル放送難視地区対策計画

- (1) 新たな難視地区は、本来、国及び放送事業者の責務により解消すべきであることから、対策手法は可能な限り、中継局によることとし、送信側における具体的な対策手法を早急に示すこと。
- (2) 今後の対策手法の検討にあたり、地元自治体や住民との合意形成を図る際には、送信側対策か受信側対策かを決定する具体的な判断基準を示すとともに、十分な説明を行い、国及び放送事業者としての説明責任を果たすこと。
- (3) あらゆる努力をしてもなお送信側による対策が困難であるため、やむを得ず受信側による対策とする場合にあっては、住民への説明、対策の実施に向けた調整、共聴施設の新設が必要な場合における共聴組合の設立や受信点の候補選定作業、施設の見

積設計、設置工事に係る支援は、全国地上デジタル放送推進協議会の責任で行うこと。特に住民の自己負担が35,000円（NHK助成を受ける場合は7,000円）を超える費用については、国又は放送事業者が負担すること。また、地方自治体や住民の不安が解消されるよう早急に対策方針を決定すること。

- (4) 新たな難視地区のうち、小規模な地区における恒久的な難視聴対策として、小規模共聴施設の新設や個別受信対策についての補助制度を創設し、住民の過重な負担を回避すること。
- (5) 全国地上デジタル放送推進協議会において、主体的に計画の策定・実行・進捗管理を行うこと。また、未調査の地区においては早期に調査を実施し、対策計画を示すとともに、調査地点数が十分でなかった地区は再度調査を行うこと。

4 デジタル中継局の整備促進

- (1) 自力で建設が困難な中継局や新たな難視を解消するための中継局の新設について、国と放送事業者の責務による着実な整備が進むよう、補助率や対象地域について支援制度の拡充を図ること。やむを得ず地方自治体が実施主体となる場合にあっては、整備に対する支援の拡充はもとより中継局の維持・管理については、地方自治体に負担を求めないよう国において放送事業者を指導すること。
- (2) 地域住民が地上デジタル放送移行のメリットを実感できる後発民放のデジタル新局等の整備支援については、事業の対象となる小規模中継局のデジタル化が平成22年度に多数予定されていることから、継続すること。
- (3) 中継局の整備は、国への補助申請の時期や自治体の予算編成の時期、中継局整備後の受信側対策の実施に要する期間も考慮したうえで、可能な限り計画の前倒しを検討するとともに、計画年度内に確実に完了すること。
- (4) 中継局の廃止等により、アンテナ方向の変更やケーブルテレビへの移行等が必要な地域の住民への説明は、国及び放送事業者で早期に対応すること。
- (5) 地方自治体が保有する中継局については、アナログ機器の撤去費についても支援対象とすること。

5 辺地共聴施設の改修等の支援

- (1) 地上デジタル放送への完全移行までにすべての施設の整備を終了する必要があることから、今後の対応を加速させるため、デジタル化に伴い必要となる事業及び経費について幅広く補助対象とすること。
- (2) 小規模共聴施設の改修について、対象世帯の負担が過重にならないよう支援制度を拡充すること。
- (3) 送信環境の大幅な変化により、受信点の大規模移設が必要となるデジタル化困難

共聴施設については、整備手法の地元合意に時間を要することから、平成 22 年度以降も支援制度を継続すること。

- (4) 共聴施設の設置者が共聴施設組合の場合には、市町村を経由せずに民間法人等を経由する申請手続とすること。
- (5) ケーブルテレビ整備について、新たな難視地区の解消など地上デジタル放送への対応に対する支援を主目的とした新たな補助制度を創設するとともに、新たな難視地区における整備については、辺地共聴施設の新設と同じ補助率とすること。
- (6) 地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入などにより、現在の利用料の大幅な引き下げが出来るようケーブルテレビ事業者を支援するとともに、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が全国的に取り組むよう働きかけること。また、ケーブルテレビ事業者がデジアナ変換サービスを導入できるよう、事業者を支援すること。
- (7) 辺地共聴施設を統合・廃止し、ケーブルテレビによる巻き取りや光ファイバーを整備して行う再送信についても国庫補助及びNHK助成の対象とすること。あわせて、当該共聴施設の撤去費用についても支援策を講ずること。また、役務利用放送事業者によるケーブルテレビなど、すべてのケーブルテレビへの移行を補助の対象とすること。
- (8) 送電線等の影響による受信障害が解消された後も、地形難視の残る地域の施設に対しては、民民の協議による共架料などの維持管理費の問題と辺地共聴施設改修への国庫補助及びNHK助成を分離して考え、該当施設に対する国庫補助及びNHK助成が早急に受けられるようにすること。
- (9) NHKは、受信点調査、技術支援を早期に実施し、共聴組合との連絡を密にとりながら、改修の支援を進めること。また、共聴組合が改修方針を決める前にNHK助成の対象となるかどうかの調査を行うとともに、工事着手前の助成額の算定、工事完了後の速やかな支払い、申請手続きの簡素化などの見直しを行うこと。
- (10) IP再送信による地上デジタル放送配信サービスのエリア拡大について、引き続き電気通信役務利用放送事業者に対して働きかけること。
- (11) 地上デジタル放送移行の難視聴対策として、やむを得ずケーブルテレビを整備するに至った市町村に対し、整備後の管理・運営および機器の更新に要する経費について、交付税措置等による国の支援を行うこと。

6 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の改修の支援

- (1) 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の支援対策が進まない原因を究明し、支援のあり方を抜本的に見直し、デジタル化を促進すること。
- (2) 都道府県域を越えて多くの受信障害対策共聴施設を所有する大規模施設所有者等に対して、放送事業者と連携した受信可能エリアの調査及び対象世帯への調査結果の

提供を積極的に行うこと。また、安易に施設を廃止することなく施設の改修等による対応が適切に行われるよう指導すること。

- (3) 希望する対象世帯に対しては、無料で受信実態調査を行い、受信方法を助言するしくみを創設すること。

7 暫定的な衛星利用による難視聴対策

- (1) 完全移行後に全くテレビを見られない状況はあってはならないことから、対象世帯の把握にあたっては「アナログも難視」に分類されている世帯の視聴実態も確認したうえで対策を講じること。
- (2) 辺地共聴施設のデジタル化に要する費用が多額で改修実施の目処が立たないなどの特別の事由も考慮し、難視聴対策区域（ホワイトリスト）の設定を行うこと。
- (3) 地上系の放送基盤が整備されるまでの間、身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報が、対象世帯へ提供される手法を検討した上で、対策を講じること。

8 公共施設における地上放送のデジタル化の対応

- (1) 地上デジタル放送への完全移行までに、地域住民の生活と密接に関連する公共施設の円滑なデジタル化改修を完了するため、関係省庁による財政措置を含めた支援を拡充すること。